

資材単価

1 資材単価の適用区分

単価はすべて大口取引価格として調査しているが、小口取引の場合でも単価の補正は行わない。

2 資材単価の決定について

価格は、原則として、積算時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する資材の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、積算時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、長崎県土木部設定単価（「基本単価一覧表」に掲載の単価をいう。）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格、特別調査単価（臨時調査）または見積もりをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢価格を反映するものとする。

また、工事規模、工種、施工箇所及び施行条件から下記によりがたい場合は事前に本庁事業課と協議のうえ別途決定する。

1) 基本単価一覧表による場合

(イ)基本単価一覧表の単価は、長崎県土木部建設企画課において決定したものをいう。

基本単価一覧表に掲載がある場合は、これを積算に用いる設計単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ)1)の方法によりがたい場合は、設計単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は積算時の最新月号とする。

(ロ)公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般的に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる設計単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる設計単価とする。

3) 掲載品と類似する資材等を使用する場合

基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され、かつ市況にある資材単価（二次製品等）は、下記のとおり算出して設計単価とする。

(イ) 中間サイズの場合（規格が異なる場合）

$$\text{中間品単価} = \text{①} \frac{\text{中間品の見積またはカタログ等の単価}}{\text{②} \frac{\text{基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③} \frac{\text{②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価}}{\text{②}}}} \times \text{②}$$

なお、直近上位とは、基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

(ロ) 類似品または品目が異なる場合

$$\text{類似品単価} = \text{① 類似品の見積またはカタログ等の単価} \times \frac{\text{② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③ ②に対応する見積りまたはカタログ等の単価}}$$

ただし、②の対象サイズは、原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は、直近サイズとする。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

4) 見積りまたは特別（臨時）調査による場合

1) ～ 3) により単価決定ができない資材については、見積りまたは特別（臨時）調査により単価を決定する。

ただし、次のイ) ロ) に該当する該当する資材価格については、特別（臨時）調査により単価を決定する。

(イ) 基本単価一覧表に掲載されている資材で、1工事の使用量が下記に該当する場合。

- i. セメント（バラ）：使用量が1,000 t 以上の場合
- ii. セメント（袋）：使用量が60 t（2,400袋）以上の場合
- iii. 火 薬：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1 t 以上の場合
- iv. 電気雷管：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1,000個以上の場合

(ロ) 1工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が500万円以上または1資材価格が50万円以上の資材。

ただし、下記 i ～ v に該当する資材については、1工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が200万円以上または1資材価格が50万円以上の資材。

- i. 橋梁関係資材
 - ① 支承
 - ② 落橋防止装置
 - ③ PC 桁（工場製作桁）
 - ④ 橋梁用防護柵
 - ⑤ 伸縮装置
- ii. ダム工事積算資料で定める資材
- iii. NATM積算資料(案)で定める資材
- iv. 簡易浮き栈橋（付属品含む）
- v. 機器・計器類

※特別（臨時）調査の必要性の判断は、見積り徴取により判断するものとする。

見積り徴取・決定方法は、「4）見積りまたは特別（臨時）調査の場合による場合の(ハ)見積り徴取・決定方法」によること。

なお、他の工事の実績や物価資料等から類推できるものは、見積り徴取を省くことができるものとするが、市場価格との乖離を把握するためにも、見積りは極力徴取するものとする。

(ハ)見積り徴取・決定方法

- (1) 材料単価等見積り依頼は、メーカー及び商社等に対して行なうことを原則とし、徴収数は原則3者以上とする。
- (2) 見積り提出依頼は、見積り条件の明確化のため形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、「書面」により行うものとする。
- (3) 見積り依頼は、局長名及び所長名（本庁においては担当課長名）によるものとする。
- (4) 見積書の提出期限は、依頼日の翌日から休日を除く10日間を原則とするが、緊急の場合は5日間まで短縮することができるものとする。

なお、見積書の提出の義務はないものとし、提出しない者に対して、これを理由に以後の選定等について不利益な取扱いを行わないものとする。

また、入札における指名等とは要件を異にしていること、および公共工事積算の透明性の観点から公表をおこなうことを前提とした見積依頼であることを申し添えること。

- (5) 見積もりの提出依頼及び見積書の提出にあたっては、電子メールやFAXを利用してよいが、押印した文書を使用し、後日正式文書を渡すものとする。
- (6) 特別の理由なく見積書の提出が期限を越えた場合には、歩掛の決定に際して除外してもよいものとする。
- (7) 単価は平均値を採用する。
- (8) 1 依頼で複数の単価を徴収する場合は、個々の材料単価で判断するが、複数の材料で一つの製品を構成しているものについては、1 組として判断する。
- (9) 材料単価見積り内容をヒヤリング等において確認した結果、求める仕様、品質、規格等を満たさない場合は排除してよい。

5) その他

端数処理は資材単価が、1,000円未満は小数点一位四捨五入、1,000円以上は有効桁上位3桁有効(以下切捨て)とする。

※単価採用順序は、1)、2)、3)、4)の順とする。